

二 危険源 事故の発生をもたらす潜在的な危険性をいう。

三 特定要求事項 法及び法に基づく命令の規定に基づく保安管理に係る要求事項並びに保安管理部門又は事業所が自ら特定する要求事項をいう。

四 不適合 保安管理システムに係る要求事項又は特定要求事項に適合しない状態をいう。

五 検証 保安管理部門及び事業所の活動が保安管理システムに係る要求事項に適合しているかどうか並びに保安管理システムが保安管理部門及び事業所の保安の水準を維持し、及び向上するため適したものであり、かつ、効果的に運用されているかどうかの確認をいう。

(一般要求事項)

第二条 保安管理部門及び事業所は、この告示の規定に従つて、保安管理システムを確立し、その改善を継続的に行わなければならない。

(保安管理部門及び事業所の体制)

第三条 保安管理部門は、次に掲げる体制を整備しなければならない。

- 一 保安に係る最新の技術に関する情報、電気工作物に係る事故に関する情報その他の社内外の保安に関する情報を積極的に収集し、その情報を規程・基準類の作成及び類似の事故の防止等に有効に活用するための体制
- 二 保安管理を行う全ての従業員に対し、安全に関する理解を深めるための啓発を行うための体制
- 三 事業所は、次に掲げる体制を整備しなければならない。

- 一 事業所において保安管理を行う組織の業務及び責任の範囲を明確に定めるための体制
- 二 事業所において保安管理を行なう組織の長及び主任技術者に対し、事業所長への保安管理に係る意見を述べる機会を確保するための体制

(危険源の特定及び評価等)

第四条 保安管理部門及び事業所は、危険源を特定し、当該危険源により事故が生ずるおそれ及び当該事故による被害の程度を評価し、並びにこれらの結果を寿命管理、自主検査その他の保安管理に活用しなければならない。

- 1 保安管理部門及び事業所は、危険源に関する情報を最新の内容に保たなければならない。
- 2 保安管理部門及び事業所は、危険源に関する情報を最新の内容に保たなければならない。

(保安管理の実施)

第五条 保安管理部門及び事業所は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 自主検査の記録、日常点検の記録、定期点検の記録、機器の設備改善、補修及び取替えの記録、運転又は操作の記録その他の保安に関する記録（第五号において「検査等記録」という。）の分析により把握した特定電気工作物を構成する機器ごとの劣化の要因及び傾向並びに前条第一項の規定による危険源の特定及び評価の結果を踏まえて、その寿命管理を行うこと。
- 二 前号の寿命管理の結果を、機器の設備改善、補修及び取替えの時期の決定並びに自主検査の実施体制の整備、実施方法の決定及び実施時期の決定に活用すること。
- 三 自主検査を行う組織ごとに適切な自主検査の実施体制の整備及び実施方法の決定を行うこと。
- 四 自主検査を行う時期並びに機器の設備改善、補修及び取替えの時期の決定の方法を定めること。
- 五 檢査等記録を分析し、必要に応じて、その結果を前条第一項の規定による危険源の特定及び評価、日常点検、定期点検その他の保安管理、電気工作物の設置若しくは変更の工事並びに電気工作物の運転又は操作に活用すること。

○経済産業省告示第百四十九号
電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）別表第八第二の項下欄の3の規定に基づき、電気事業法施行規則別表第八第二の項下欄の3の経済産業大臣が定める基準を次のように定め、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

令和五年十二月十四日

経済産業大臣 西村 康稔

第一条 この告示において使用する用語は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号。以下「法」という。）及び法に基づく命令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義

は、当該各号に定めるところによる。

一 保安管理システム 保安に関するリスク管理（以下「保安管理」という。）の実施、評価及びその改善を継続的に行なう仕組み（保安管理を実施し、評価し、及びその改善を継続的に行なうための体制、責任、手順及び人材、予算、物資、専門的技術その他の資源を含む。）をいう。

2 経済産業大臣 西村 康稔

